

## V 平成 24 年度地域食育モデル事業募集要項（概要）

### 1 趣 旨

地域における食育の推進を目的に活動を行う団体等（以下「団体等」という。）が、多様な関係者と協働して熊本県健康食生活・食育推進計画の実現を図るため、地域における食育の取組みをより推進する事業を広く募集します。

他の地域や団体等におけるモデルとなるような企画案をお待ちしています。

### 2 実施概要

県が設定する事業内容について、団体等から企画提案を募り、外部の有識者を交えた検討委員会により選定し、委託事業として実施します。

選定後は、提案いただいた団体等と委託契約を締結のうえ、事業を実施します。

この事業は委託契約を行う熊本県の事業として行われますので、実施された事業の成果等につきましては、原則として熊本県に帰属します。（団体等の自立を支援する補助・補助金事業とは異なりますのでご注意ください。）

この事業を実施した団体等は、次年度以降にこの事業を実施する団体等や、その他、地域における食育を推進する団体・個人に対して、事務局の依頼に基づき、適宜アドバイスをいただくことがあります。

### 3 応募数

応募は、原則として1団体等につき1事業とします。

### 4 募集事業内容

地域において、農業、環境、教育及び健康など多様な関係者と協働して、食に関する地域資源や食に関する知識や技術を有する人的資源をつなぐなど、地域で食育を推進し、熊本県健康食生活・食育推進計画の実現を図る事業を募集します。

### 5 審査・選定方法

#### （1）選定方法

外部の有識者を交えた検討委員会により審査・選定いたします。

#### （2）選定基準

- ①的確性：県の施策に合致し、課題の解決に向けて的確に対応しているか。
- ②資源活用性及び特性：団体等の持つ特性（専門性、機動性等）を活かし、新たに又はより広く地域や人的資源をつないでいるか。
- ③実効性：事業を的確に遂行できる体制が整っているか。
- ④計画性及び実現性：実現可能な手法、予算及び計画が立てられているか。
- ⑤普及性：事業成果が広く見込まれ、他の地域や団体等のモデルとして普及できるか。

※委託先の選定にあたっては、検討委員会において、原則として点数上位の団体から順次決定する。但し、同一内容や同一地域での実施等、特別の事情等がある場合はこの限りではない。

## 6 委託契約等

- (1) 県は選定された団体と委託契約を締結します。但し、法人格を持たない任意団体の場合、団体の代表者が契約者となります。また、NPO共同体の場合、幹事団体と契約を行います。
- (2) 委託費の支払いについては、原則として事業完了検査後に支払いますが、概算払請求書により概算払いの請求があり、事務局が正当と認めた時は、委託料を支払うことができる場合もあります。
- (3) 委託契約の対象経費は、事業の実施に直接必要となる経費（旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、諸謝金、保険料、人件費、雑費等）です。これには、事業終了後の実績報告書の作成に係る経費を含みます。但し、領収書等により確認できるものが対象となります。また、備品購入など団体の財産取得となる経費は原則として認められません。  
なお、事業実施と直接関係のない経費等は対象外です。
- (4) 事業の実施を企画案提出団体以外の団体にそのまま再委託することはできません。

## 7 事業報告

事業が終了してから10日以内に実績報告書を提出していただきます。

なお、事業によっては、契約期間中に中間報告をしていただく場合があります。



## VI 平成 24 年度地域食育モデル事業検討委員等名簿

		所 属 名	職 名	氏 名	備 考
検討委員	1	熊本県立大学総合管理学部	教授	明石 照久	委員長
	2	尚綱大学生生活科学部	准教授	中本 典子	
	3	J A熊本中央会農政広報部	部長	山本 浩二	
	4	熊本県PTA連合会	副会長（食育担当）	原田 信一	
	5	健康づくり推進課	課長	佐藤 克之	
事務局	1	健康づくり推進課	健康福祉審議員	吉村 栄	
	2		主幹	内田 珠美	
	3		参事	上塚 尚美	

受託者	1	あさぎり町食生活改善推進員協議会	会長	蟻田 和子	
	2	菊池市食生活改善推進員協議会	会長	青木 満	
	3	久木野ふるさとセンター愛林館	館長	沢畑 亨	
	4	社会福祉法人水東福祉会はつの保育園	理事長	田中 健太郎	
	5	尚綱大学栄養科学科食育研究サポートグループ	代表	小西 治子	
	6	美里町食生活改善推進員協議会	会長	渡辺 征子	
	7	寄ろ会みなまた	世話人代表	下田 国義	